

平成28年度事業計画

日本司法書士会連合会では平成20年度に「司法書士の業務やイメージに関する調査」を実施していましたが、7年振りとなる昨年平成27年12月に改めて調査を実施しました。それによると「司法書士」の名称の認知度は98%ですが、業務内容の認識度は5%となっており、平成20年度の調査と同じ結果です。

これは、司法書士に相談すれば解決できる問題なのに司法書士が想起されないため、市民にとっては問題解決の機会の損失であり、我々にとってはビジネス機会の損失であり、よって損失問題の改善ができてないという結果でした。

調査において、司法書士の名称を認知する機会としては、テレビのニュースや番組が38%、次いで新聞記事の16%です。実際に司法書士に相談したい状況となった時は、親族や友人・知人などの紹介や他の専門士業からの紹介となっており、ネットワーク構築の重要性が現れています。

そして、我々の業務に対する市民のニーズでは、不動産登記全般(11%)よりは相続登記手続(15%)や遺言書に関する相談(12%)が大きい傾向が現れています。

この調査結果は、我々が日常の業務を通して何となく感じていたことと整合しており、感じていたことが具現化されていると思います。ここ何年間での研修会でも相続登記や相続財産管理や遺言執行をテーマとして取り上げてきており、肌で感じていたからこそ研修テーマとして実施されたと言えると思います。

少しずつだが確実に人口が減少し超高齢化社会に進む中で、不動産登記手続の減少も確実に進む状況は避けようがありません。外国人労働者を迎え入れたり、製造業だけでなく接客や事務系を含めた人の仕事の40%程を近い将来ロボットがこなすことになると言われていています。司法書士として仕事のスタイルや方向性をどこに向かって進むのか一人一人が熱心に考える必要があります。

1. 法改正に対応した研修会の実施

- ①民法債権関係
- ②民法相続関係
- ③成年後見制度利用の促進に関する法律

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部改正法

2. 空家・所有者不明土地問題への対応

- ①佐賀県空家対策意見交換会への参加と助言等
- ②市町の空家対策協議会への参加や参加の働きかけ活動
- ③法務局がする市町の空家対策への助言活動への協力

- ④研修会の実施
- 3. 相続に関する相談会の実施

- 4. 出前講座におけるアンケート実施

- 5. 苦情・綱紀問題への対応
 - ①倫理研修(綱紀事例研修)

総務部

- 1. 会員の品位保持のための連絡・指導及び苦情の申出に対する適切な対応
 - (1)会員の品位保持のための司法書士法、同法施行規則、会則及び司法書士倫理の遵守に関する連絡・指導
 - (2)執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
 - (3)苦情処理体制の整備及び全件委嘱への対応
 - (4)紛議調停及び懲戒処分の申出への適切な対応
 - (5)綱紀案件への対応についての検討・調査

- 2. 会員の執務に関する連絡・指導
 - (1)法改正への対応
 - (2)執務関係資料の送付
 - (3)本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導
 - (4)職務上請求書の使用・管理に関する連絡・指導
 - (5)司法書士法、同法施行規則、会則及び司法書士倫理に関する研修
 - (6)会員の補助者への指導監督義務の履行指導
 - (7)執務環境、業務改善に関する連絡・指導
 - (8)依頼者に対する業務に関する説明・報告義務の指導強化

- 3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討

- 4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務手続の実施

5. 非司行為に関する情報収集及び調査
6. 司法書士法等の規定に違反する事実の有無についての実態調査の実施
7. 公益的活動(プロボノ活動)の促進
8. 関連諸団体との連携及び関係強化
 - (1) 佐賀地方法務局
 - (2) 佐賀簡易(家庭)裁判所
 - (3) 佐賀県専門士業団体連絡協議会
 - (4) 佐賀県社会福祉士会
 - (5) 法テラス佐賀
 - (6) 佐賀県消費生活センター
 - (7) 各商工会議所、商工会
 - (8) 各地域包括支援センター
 - (9) 各社会福祉協議会
9. 本会と関連団体、各支部との連携及び協議会の実施
 - (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
 - (2) 佐賀県司法書士政治連盟
 - (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
 - (4) 佐賀県司法書士会各支部
10. 福利厚生事業
 - (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
 - (2) 司法書士国民年金基金の加入促進
11. 事務処理及び会議の合理化
 - (1) 本会事務局の事務処理の効率化、共有化、IT化の推進
 - (2) 各種会議の合理化、効率化
12. 情報公開
 - (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
 - (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）との連携

(1) 役員・委員等の派遣

副所長		1人
民事法律扶助審査委員会	副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会	審査委員	2人
窓口対応専門職員		2人

(2) 執行部会（年12回）

(3) 窓口情報提供職員研修会（年2回）

(4) 民事法律扶助（法律相談援助・代理援助・書類作成援助）申込の推進

(5) 民事法律扶助契約推進のための研修会開催（日司連・法テラス佐賀）

2. 佐賀県司法書士会総合相談センター

(1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜 18時～20時 各会員事務所

(2) 面談有料法律相談 毎週水曜 14時～18時 司法書士会館

(3) 運営委員会の開催（年3回）

目 的 各種相談会の企画及び実施
相談事業の広報に関する協議 など

3. 県立図書館主催「無料法律相談」

(1) 日 時 毎月第1・3水曜日 18時～20時

場 所 県立図書館

4. 佐賀県司法書士会調停センター（ADRセンター）

(1) 調停の実施

(2) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催

(3) ADR委員会の開催（年3回）

目 的 調停センターの運営に必要な事項に関する協議
研修会の企画・実施並びに広報の検討 など

(4) 九州ブロック調停センター対策委員会・事件管理者養成研修会への参加

5. 司法過疎対策

(1) 司法過疎地域での無料法律相談会の実施

- (2) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席
- (3) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

6. 県下一斉無料法律相談会

- (1) 実施時期 平成28年2月予定
- (2) 会場 佐賀県内7か所及び司法書士会館
- (3) 方法 面談相談及び電話相談

7. 日司連・九州ブロック広報に呼応した無料相談会の実施

【過去の実施例】「司法書士の日無料法律相談会」、「法の日週間無料相談会」など

8. 「全国一斉！法務局休日相談所」「一日合同行政相談所」等への相談員派遣

企画部

(1) 消費者教育講座・出前講座の実施

- 日時 依頼に応じて随時実施
- 対象 中学校、高等学校、商工会議所、消費者団体、公民館、婦人会、老人クラブ
- 講師 企画委員会及び消費者問題委員会委員
- 講義内容 契約、クレジット、悪徳商法、多重債務、相続、遺言
成年後見等
- 目的 消費者教育及び司法書士制度の啓蒙・啓発

(2) 各種委員会の実施

① 企画委員会・消費者問題委員会

- 開催 年4回
- 目的 企画部所管の事業の企画及び実施
消費者問題に関する調査研究及び研修講師の派遣

② 登記業務研究委員会

- 開催 年2回
- 目的 ・登記業務に関する調査研究及び研修講師の派遣

・「登記・供託事務連絡会」への協議事項の提出

(3)「司法書士の日」記念事業の企画・運営

日 時 平成28年8月3日前後

目 的 司法書士制度の周知

(4)親睦会の開催

日 時 平成28年9月または10月を予定

対 象 司法書士会会員及び補助者

(5)相続登記の相談会開催

日 時 平成28年8月15日前後

内 容 電話による相談

(6)相続登記推進のためのチラシ作成・配布

対 象 各市町の税務課

目 的 司法書士業務の周知

(7)経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき3,000円

管轄所管庁への同行支援 1回につき5,000円

(8)各種団体との連携協力

NPO法人佐賀消費者フォーラム

佐賀県多重債務者対策会議

佐賀県消費生活の安全安心対策会議

(9)裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所

目 的 裁判所との意見交換

(10)法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局

目 的 法務局との意見交換

研修部

1. 本会研修会の開催

- ・各回3～5単位で年5回程度

(内、1回はリーガルサポート佐賀支部との合同研修会)

- ・研修内容

特定の分野に偏らないように日司連の講師派遣事業等の情報も得ながら事業年度中に研修委員会においてテーマを選定する。

2. 年次制研修の実施

3. 支部研修会開催の支援

4. 補助者研修会の開催

- ・年1回2時間程度。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

5. 日司連が行う同時配信による研修会の開催

- ・日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

6. 諸研修会への受講者派遣

- ・日司連等が主催するもので、当会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

7. 研修委員会の開催 4回程度

広報部

1、対外広報

(1) 各種事業における個別広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材等を働きかけ、各種事業の成功をサポートする。

(2) ホームページの充実

ホームページにおける佐賀県司法書士会の会員名簿の更新及び各種事業の開催告知等を適時行い、対外アクセス者の要望に叶うホームページづくりを進めるためホームページのリニューアルを行う。

又、これからのネット時代に向け、スマートフォン等のモバイル機器からのアクセスに対応し相談会、講演会などの情報発信を広く県民の皆様に行えるようにする。

2、対内広報

(1) 会報の発行

年2回夏号と冬号の会報を発行する。

各支部便りなどの記事を充実し、本会、LS、政連に加え当会のさまざまな活動について内外に情報発信を行い当会の活動の周知をはかる。